

議案第65号

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 認定こども園世田谷区立多聞幼稚園において幼稚園卒の3歳児保育を開始するため、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「4歳」を「法第19条第1号に該当する者にあつては3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者を、同条第2号に該当する者にあつては4歳」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。